農業近代化資金関係資料等作成要領

農林 部 長 通 知制 定 昭和45年 6月 5日付け農経第 446号最終改正 平成22年 3月31日付け組 第 416号

第1目的

この要領は、農業近代化資金等電算事務処理要領に定められた農業近代化資金利子補給承認申請書、農業近代化資金貸付完了報告書及び農業近代化資金特例移動報告書(以下「申請書等」という。)の作成について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 共通注意事項

- 1.申請書等に記入する数字、カタカナ文字は読むときの間違いを防ぐため、次の 書き方による。
 - 1)数字
 - 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
 - 0と6、1と7と9及び3と8は特に注意すること。
 - 2)カタカナ文字
 - カタカナ文字は原則として「現代かなづかい」により表示する。
 - クとワ、コとユ、ツとシ、ソとリ、ソとン、ヒとセは特に注意すること。
- 2. コード番号は、「農業近代化資金関係電算システムコード表」を参照し、正しく記入すること。
- 3.金額欄は必ず右端が示された単位となるよう記入し、該当のない桁には「0」 を記入すること。
- 4.記入には、ボールペンを使用し、数字や文字の訂正は、誤字の上に = 線を引き、 その上に正しい文字を記入すること。
- 5.申請書等の記載内容に誤りがあったり、提出を怠ったり提出期限を超過すると 電算処理をするうえで大きな支障となるので、特に注意すること。
- 6.申請書等の欄外の「 枚中 枚」の欄は、作成した資料の種類ごとに何枚中、 何枚目と記入すること。
- 7.融資機関においてはあらかじめ報告を担当する職員を定め、その者が「担当者 印」欄に押印すること。

第3 農業近代化資金利子補給承認申請書(審查表)

- 1.注意事項
 - 1)借受希望者から提出された借入申込書の記載内容(融資機関において査定等 した場合はその内容)に基づいて、作成するものとし、申込書と申請書の内容 にそごのないよう注意すること。
 - 2) 県民局長の承認に係るものと知事の承認に係るものとは別葉にすること。
 - 3)様式中に 印のついた欄は県で記入するので融資機関は記入しないこと。
- 2.記入事項
 - 1)カード番号

ア

度

カード番号						
基	本	1	2			
至	4	С	1			
修	正	$\overline{}$				

いずれか一方を = 線で抹消する。

2)県民局、融資機関、貸付予定日

局	融	資機	関	貸付予定日					
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	0	0	1	1	7	1	1	0	1

局・・・・県民局コードによる(属人主義)

融資機関・・・・融資機関コードによる

貸付予定日・・・・年月日(統一)を記入

(例)ア.岡山市内、岡山市農協、平成17年11月1日貸付予定の場合

3) 承認番号()(融資機関は記入しない。)

	承	認	耆	K	号		
13	14	15	16	17	18	19	20
8	0	0	1	0	0	1	0

承認番号コードによる。

ァ

- 年 + 63 権 期 連 限 別 番
- (例) ア.平成17年5月1日貸付予定で備前県民局で 第1号の場合
- (注) 承認番号は、承認案件ごとに下2桁目から順次 使用し、下1桁目は、部分貸付実行の回数に対応 して1から順次使用する。

4)貸付の相手方

				貸		付		の		相		手		方			
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
ア				1	福		Œ			5	和		夫	:			
					フ	ク	タ	Þ			カ	ズ	オ	•			
1				1	福	田	和]	夫	1	也	2	名	, 1			
			•	フ	ク	タ	p.	ナ) .	ズ	オ			- 2			
ウ				有	限会	社	闰]山 ,	患患	1 1	代表	 	人人	郎			
						ΥU	7	オカ	ヤ	マノ	ウ.	エン	,				

貸付の相手方を かい書で上段に記 入し、下段に「カ タカナ」「略式コ ード」で記入。

(例)

ア.福田和夫・・・個人

イ.福田和夫他2名

・・連帯債務

ウ.有限会社岡山農園 代表岡山太郎

5)対象施設

	対		象		於	Ħ.	設	
	施使		形	部	資	金	種	類
	設	途	態門					
	38	39	40	41 42		43	44	45
ア	#	•			舎	1	.00	m²
	1	01	1	2	1	0	1	0
1	牛 舎		10	00 m	າ :	乳牛	- 5	頭
	1	01	1	2	9	0	0	0

承

施設、使途、形態、部門、資金種類

・・・・各コードによる。

(例)

ア.個人施設、一般、個人、畜産部門、 改良・造成・復旧・取得に要する資金(旧建構築物 造成資金)の牛舎の場合

イ. 個人施設、一般、個人、畜産部門、

セット資金の牛舎、乳牛の場合

(注)同一種類の資金で2種以上の貸付対象の場合の資金種類コードはその内事業費の高いも のによる。

6)貸付予定額、承認額 (融資機関は記入しない。)

額

			H-O-			
		貸	付	予 定	額	
	46	47	48	49	50	51
ア						千円
	0	0	1	2	5	0
1	0	0	2	0	0	0
		 	2	2	-5	-0-

認

千円単位で記入する。

(例)ア.貸付予定額1,250千円の場合

イ.貸付予定額 2,250 千円を 2,000 千円に査 定した場合、この場合は償還の修正を要 する。

7)貸付利率、利子補給率

	鴐	付利]率	利子補給率			
	52	53	54	55	56	57	
ア	3	9	年% 0	2	1	年%0	
1	3	8	0	2	2	0	

年利率により記入する。

(例)ア.個人施設、一般の農機具等取得資金の場合 イ.個人施設、一般の小土地改良資金の場合

(注)農業振興資金の適用がある場合は、貸付利率は農業振興資金適用後の貸付利率(末端利率)を、利子補給率は農業近代化資金のみの利率補給率を記入する。

8)約定日、据置期間、償還年数

	約	据	置期	間	償還年	丰数
	定				(回数	数)
	日	(年	月以	为)	年数	60
	58	59	60	61	62	63
			 	 	(1	0)
ア	1	0	0	0	1	0
			 	 	(0	7)
1	1	1	0	4	0	9
			1	! !	(0	5)
ウ	2	0	1	0	0	6

約定日・・・・約定償還日コードによる。

据置期間・・・・年月以内より記入。

償還年数・・・・据置期間を含む償還年数を記入し、上段に()書で償還回数を記入する。

(注)据置期間は貸付月から第1回約定償還月の1 年前の月までの月数とする。

(例)

- ア. 平成 14 年 9 月 1 日貸付予定で平成 14 年 12 月 20 日から 10 回払(10 年償還)の場合
- イ. 平成 14 年 9 月 1 日貸付予定で平成 16 年 12 月 20 日から 7 回払(9年償還)の場合
- ウ. 平成 14 年 9 月 1 日貸付予定で平成 16 年 6 月20 日から 5 回払(6年償還)の場合

9)償還額

ァ

償				還			額		
第	1			回 第 2			回以降		
64	65	66	67	68	69	70	71	72	73
				刊					衎
0	0	1	8	2	0	0	1	7	8
0	0	4	0	0	0	0	4	0	0

千円単位で記入する。

(例)

ア.貸付予定額1,250 刊 償還年数 7年

イ.貸付予定額2,000 冊 償還年数 5年

$$\left(\frac{1,250 \text{ FH}}{7 \text{ 年}}\right) = 178 \text{ FH残り 4 FH·178 FH} + 4 \text{ FH} = 182 \text{ FH}$$

10)特記事項1・2

	特記事項					
	1	2				
	74	75				
,						

特記事項・・・・特記事項コードによる。 該当のない場合は記入しない。

ア 1 1 イ 2 24

(例)ア.融資率特認

イ.貸付限度特認(5,000万円)で青年農業者育成資金適用

11)保証範囲、保証料率、保証担保、付保 (は融資機関は記入しない。)

	保証	保証	料率	保証	
	範囲	年	%	担保	付保
	76	77	78	79	80
ア	1	2	9	5	1
1	1	5	5	0	2
ウ	0			6	

保証範囲、保証担保、付保

・・・・各コードによる。

保証料率は、担保・保証人等がある場合は、 年利率 0.29 %であるので 29 と、無担保・無 保証の場合は、年利率 0.55%であるので 55 と 記入する。

- (例) ア.債務保証に付する場合であって物的担保ありで包括保険に付す場合
 - イ.債務保証に付する場合で無担保・無保証で選 択保険に付す場合
 - ウ.債務保証に付さない場合で保証人1名、担保 ありの場合

12)経営規模、年令

	社占及保	4
	81	82
ア	4	2
1	3	5
ウ	2	4

経営規模、年令コードによる。

(例)ア.26才、部門コードが耕種で田畑120 a 経営の場合

イ.45 才、部門コードが畜産で乳牛12頭経営の場合

ウ.36 才、部門コードが園芸で温室4 a 経営の場合

13) 農業近代化資金借入残高(入力はしない。) 千円単位で記入する。

第 4 農業近代化資金貸付完了報告書

- 1.注 意 事 項
 - 1) 県から承認書と同時に送付された貸付報告書を使用すること。
 - 2)貸付実行までに承認内容(貸付予定日は除く。)を変更するときは、規定の変更承認申請の手続をとること。
 - 3)貸付実行された内容に基づき作成すること。
- 2.記 入 事 項
 - 1)カード番号 第3の2の1)に準じる。
 - 2)貸付実行日 貸付実行した年月日を記入する。

- 3)貸付実行しなかった案件(貸付実行日の記入していないもの)は全欄に=線を引くこと。
- 4)融資機関が必要のある場合は、貸付の相手方の末尾空欄に支所コードを朱書することができる。

第 5 農業近代化資金特例移動報告書

- 1.注意事項
 - 1)この報告書は資金の貸付中に次の4条件のいずれかに該当した場合に作成する。なお、繰上償還により償還計画に変更が生じた場合は、報告書に変更後の 償還計画表を添付し、組合指導課に提出すること。
 - ア.約定日以外の日に償還が行われたとき(通常償還、繰上償還)
 - イ.約定償還日に約定償還額(通常償還充当されていた場合はその残額)を超える償還が行われたとき(繰上償還)
 - ウ.約定償還日に約定償還額(通常償還充当されていた場合はその残額)未満 の額又は全額償還されなかった場合(延滞発生)
 - 工.延滞元金が償還されたとき(延滞償還)
 - 2)電算処理は上記に該当する報告に基づいて借入者の約定償還日及び額並びに 延滞元本額等との関連を検査し、通常償還、繰上償還、延滞額発生又は償還等 の処理を行う。

なお、報告のなかった借入者は約定償還がなされたものとして処理する。

- 3)この報告書は証書貸付金勘定(うち近代化資金)の伝票等に基づいて作成すること。
- 4)月中に上記移動がない場合も報告書文中の「特例移動はないことを報告します」に 印を付して同様式で必ず提出すること。
- 2.記 入 事 項
 - 1)カード番号 第3の2の1)に同じ。
 - 2)融資機関 第3の2の2)に同じ。
 - 3)貸付者氏名 かい書で記入する。
 - 4) 承 認 番 号 承認書等の番号を記入する。
 - 5)特例移動の理由 特例移動報告の区分コードの区分事項による。
 - 6)特例償還額 区分・・・・・・・特例移動報告の区分コードによる。

償還年月日 償還 金額 ・・・・年月日及び金額(円)を記入。

7)延滞発生額 区分・・・・・・・特例移動報告の区分コードによる。

発生年月日 ・・・・年月日及び金額(円)を記入。 発 生 金 額

(例) ア. H 17.7.25 通常償還 250 千円(直近の約定分に充当される)があった。 イ. H 17.7.30 繰上償還 100 千円(最終の約定分に充当される)があった。 ウ. H 17.12.20 100 千円の約定償還予定額に対して 150 千円の入金があっ た。50 千円を通常償還する。

- エ. H 17.12.20 100 千円の約定償還予定額に対して 150 千円の入金があった。50 千円を繰上償還する。
- オ. H 17.12.20 200 千円の約定償還予定額に対して 100 千円の入金があった。
- カ. H 17.12.20 200 千円の約定償還予定額に対して入金がなかった。
- キ. H 17.12.26 196 千円の延滞元金に対して 96 千円の入金があった。

8		特例償還額(円)													延滞発生額 (円)																		
	特例移動	X	償還年月日						償還金額								X	ſ	償還年月日					償還金額									
3	の理由	分																分							,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,								
ア	通常償還	1	1	7	0	7	2	5	0	0	0	2	5	0	0	0	0																
1	。 繰上償還 —————	2	1	7	0	7	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0																
ウ	通常償還	1	1	7	1	2	2	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0																
エ	操上償還	2	1	7	1	2	2	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0																
オ	延滞発生																	ന	1	7	1	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
カ	延滞発生																	3	1	7	1	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
+	。 延滞償還 ~~~~~	4	1	7	1	2	2	6	0	0	0	0	9	6	0	0	0	~	~	~	~~	~~	~~	~	~	~	~~	~	~~	~~	~~	~	~

(注)毎月報告のためこの例のように数ヶ月のものが記載されることはない。

```
附
   則(昭和45年 6月 5日付け農経第 446号)
                              略
    則(昭和46年 7月 6日付け農経第 569号)
附
                              略
    則(昭和55年11月15日付け農経第1249号)
附
                              略
附
   則(昭和62年 2月20日付け農経第1784号)
                              略
附
   則(平成 元年 4月 1日付け農経第 146号)
                              略
   則(平成 2年 4月27日付け農経第 208号)
附
                              略
附
    則(平成 2年 6月20日付け農経第 381号)
                              略
    則(平成 2年10月 2日付け農経第 837号)
附
                              略
    則(平成11年 6月22日付け組 第 161号)
附
この要領は、平成11年4月1日から適用する。
附
    則(平成14年 8月 1日付け組 第
                       2 3 7号)
                              略
    則(平成14年10月21日付け組 第 339号)
附
この要領は、平成14年11月1日から適用する。
    則(平成17年 3月25日付け組 第 525号)
この要領は、平成17年4月1日から適用する。
    則(平成22年 3月31日付け組 第 416号)
この要領は、平成22年4月1日から適用する。
```